

年休裁判東京 第1回口頭弁論

時季変更権濫用・要員不足 職場の現実を訴える

原告堂々の意見陳述！

労働者の当然の権利である年休に対する時季変更権の濫発、年休失効が続いていることを許さないために東京・大阪で提訴した裁判がいよいよスタート。1月25日に第1回口頭弁論が行われ、東京地裁には組合員・OB約50名が結集しました。裁判開始にあたり、原告である木下和樹さん、西村隆行さん、そして仲田弁護士それぞれより法廷で堂々の意見陳述が行われ、いくら申し込んでも年休が入らない職場の現実を強く訴えました。



第1次に続き、4名の仲間が第2次提訴



裁判終了後、京橋プラザ区民館で裁判の報告、および第2次提訴の報告も兼ねた集会被開催されました。第1次の原告の木下さん・西村さん、1月22日に第二次提訴した東京

第二運輸所分会の四名のうち、今城敬一さん、内村俊幸さん、廣瀬哲也さんが決意表明を行いました。今後、第1次裁判との併合審理を求めて、闘いのさらなる広がりをめざします。

■次回第2回弁論は3月26日午前10時からです。

